

第4分科会

ケアとしての視点

—犯罪行為者等への自己覚知を促す援助を問う

企画者・司会：大浦 明美（一般社団法人大浦事務所）

話題提供者：小島 貴美子（NPO 法人成年後見横浜やまびこ）

井出 敦子（うらやす成年後見支援センター）

高坂 朝人（NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知）

山口 修平（児童養護施設 一宮学園）

1. 企画趣旨

「ケア」という言葉の持つ意味または定義は多様である。ここでは、高橋（2008：21）の「ケアとは、援助を必要とする人が発する欲求に対して、援助者が熟慮をもって応え、その応答が援助を必要とする人に受容されるときに成立する関係、あるいは相互行為である。」との定義を基本にして議論を進める。たとえば、入口支援での福祉職は、配慮や気配り・気遣いといったケアの意味合いを含む援助技術により犯罪行為者との関係性を築いていく。そこでは、司法と福祉が業務を分担する形態、あるいはケア自体の力が低い場合も想定され、福祉職は支援に係わる情報を共有しながらも、犯罪行為者と距離を保ちながら更生支援計画を作成している実態が見られる。そのような援助がなされている現状において、刑事司法における福祉もまたケアの包摂領域であると言えるだろう。

本分科会では、入口支援や更生支援、社会的養護に係わる福祉職の実践から、犯罪行為者等への自己覚知を促す援助について、ケアとしての視点から問いなおす。

本企画に関連する先行研究としては、大浦「高齢加害者への入口支援と出口支援、その後の長期更生支援—本人保護と自己決定—」（犯罪学雑誌 86（4）：150 - 158,2020）などがある。参考及び引用文献は高橋隆雄（2008）『生命・環境・ケア』九州大学出版会。

なお、倫理的配慮については事例等の加筆により個人情報保護している。

2. 発言要旨

（1）自己覚知を促す援助の容易さと困難さ（小島 貴美子）

ケアとしての視点に立ち、刑事司法SWとして実践活動をする中で感じた「自己覚知を促す援助」について、犯罪行為が窃盗（刑法 235 条）の場合、犯罪行為者が依存症者であった場合とそうではなかった場合について考察を行った。

窃盗の依存症（クレプトマニア）と思われた事例では、病識を持ってもらうために、支援者として入手できる限りの資料を基に、弁護士と情報共有をしつつ、本人への自己覚知を促す活動をおこない、「更生支援計画書」にも今後の計画を含めたものを提示することができ

た。一方、依存症を有していない対象者の場合、本人の知的障害も加わり、「あいつと組んだから」等の責任転嫁を行い、本人への自己覚知を促すまでに至ることができず、今後の支援の行い方に大きな課題が残った。

(2) 発達障害グレーゾーン特定少年犯罪行為者への援助について (井出 敦子)

いわゆる特殊詐欺という犯罪に至るまでの成育歴の中で、幼少期から学童期において発達障害が疑われるエピソードが数々見受けられた。にもかかわらず本人・両親の障害への認識が薄かったため、これまで一度も医療にも結びつかず、専門的な支援も受けることができていない現状がある。

特定少年として逮捕されたため、これからも両親はじめ親族の関わりは必須である。本人の生きづらさの軽減、そして一人の大人として、自立して生きていくために必要と思われる本人・両親の自己確認・自己覚知への働きかけについて、入口支援としての難しさを感じる。

(3) 本音と希望を基に、再非行から遠ざかる (高坂 朝人)

13歳～24歳までは僕自身が、犯罪行為者だった。少年院に二度入り、逮捕は15回。25歳から約16年間は、「自分みたいになって欲しくない」と思い、再非行・再犯を減らす活動に取り組んでいる。自立準備ホームやグループホームで住まいのサポートを行なった人は130人を超え、家族の元に帰った人のサポートについては65人を超えている。

再非行・再犯を減らすために犯罪行為者にとって大切なことは、「犯罪性のない信頼できる人との繋がりを増やす」ことだと思っている。そのために、僕たちが意識している考え方がある。「塀の中でも外でも関わり続ける」「過去に犯罪歴が有る人と無い人がサポートチーム」「家族もサポート」「正しい言葉ではなくて信頼できる人の言葉が聴きたい」「細く長い人と人との関係」「やりたいことをやってもらった先にサポートがある」「過去からコントロールされる側から、する側になるための語り」「自分と未来は変えられる」。

(4) トラウマへのアプローチ—TICに基づく治療的養育の実践— (山口 修平)

社会的養護で暮らす子どもたちは、これまでに虐待や喪失を経験している。これらの経験により、トラウマや本来育ちの中で育まれるべきアタッチメントの不全を抱え、日常生活でさまざまな生きづらさが表出する。その症状の一つとして「自己に対する否定的な認知」が見られ、対人関係において攻撃・回避・萎縮などの反応を示す。これらの子どもたちが暮らす施設では、問題行動に対しハイリスクアプローチ(監視や制限)で対応するのではなく、表出した言動の背景をアセスメントし、トラウマ治療やアタッチメントの醸成に取り組む必要がある。安全で安心感のある生活の提供を通して、子ども自身が回復(レジリエンス)への道のりを見出せることを目的に、TIC(トラウマ・インフォームド・ケア)の視点に基づく生活場面における「ケア」についての実践を報告する。